

さいたまスーパーアリーナ
バリューアップ・ネーミングライツ パートナー 募集要項

2000年にオープンしたさいたまスーパーアリーナは、25年間にわたり日本最大規模の多目的アリーナとして、国内外のアーティストによる音楽コンサート及び東京2020オリンピック競技大会をはじめとした世界大会を含むスポーツイベントを開催し、日本のエンターテインメント産業に貢献してまいりました。

この間における、世界の大規模ベニユーの進化は目覚ましいものであり、埼玉県においては、今後もさいたまスーパーアリーナが世界のエンターテインメント産業から選ばれるベニユーであり続け、首都圏に良質なエンターテインメントを提供する役割を担うため、2026年から2027年にかけて大規模改修工事を行うこととしています。

この機会を単なる修繕工事に留めることなく、さいたまスーパーアリーナを『世界で唯一無二の文化・エンターテインメントの拠点』、『持続可能な地域・社会づくりに向けた未来を創造する舞台』へと進化させることを目的とし、埼玉県及び指定管理者(株式会社さいたまアリーナ)との協働により、民間のリソースを活用した施設の競争力強化・付加価値向上に資する新たな提案及び本施設の愛称を使用するパートナーを下記のとおり募集いたします。

1 募集主体

さいたまスーパーアリーナ及びけやきひろば 指定管理者
株式会社さいたまアリーナ(以下「弊社」という。)

(会社概要) <https://www.saitama-arena.co.jp/company/>

2 ネーミングライツ対象施設について

(1)施設名

さいたまスーパーアリーナ(けやきひろばは対象外)

(2)所在地

埼玉県さいたま市中央区新都心8番地

(3)施設所有者

埼玉県(以下「県」という。)

(4)施設概要

別紙1「対象施設の概要」のとおり

3 募集の概要

(1)応募資格

- ア 応募資格の詳細は別紙 2「応募資格」のとおりです。
- イ 国内・国外は問いません。
- ウ グループで応募する場合は、次の事項に留意してください。
- (ア)グループを構成する全ての法人その他の団体(以下「法人等」という。)が応募資格を有すること
 - (イ)グループを代表する法人等を定めること
 - (ウ)単独で応募した法人等は、グループの構成員になることはできないこと
 - (エ)複数のグループにおいて同時に構成員になることはできないこと

(2)募集内容

弊社は、県及び民間事業者との協働の下に、さいたまスーパーアリーナの施設価値の向上及び利用者や来場者等の満足度を高めるなど、将来にわたる持続的発展や価値共創を目的とした以下の取組について募集します。

なお、応募にあたっては、以下の①②いずれも提案いただくことを条件とします。どちらか一方の提案のみは不可。

- ① さいたまスーパーアリーナの施設等における愛称を付ける権利等(以下「命名権」という。)を購入いただくパートナーシップ
- ② さいたまスーパーアリーナが目指す将来像、新たな投資の方向性との親和性のある民間事業者のリソースを活用した、施設の競争力強化・付加価値向上に資する提案

(3)応募条件等

①命名権を購入いただくパートナーシップについて

<基本権利>

(金額は、年額・税抜)

対 象	希望金額	契約期間	使用開始時期(予定)
施設の愛称命名権 (さいたまスーパーアリーナ)	500, 000千円以上*	5年以上 10年以下	令和9年4月

(留意事項)

- * 上記の命名権料は、弊社が定める希望金額未満の場合でも応募可能とします。ただし、施設の愛称命名権は最低金額300, 000千円とし、これを下回る応募は不可とします。なお、応募いただく命名権料には、消費税及び地方消費税は含まないでください。支払時に別途、消費税及び地方消費税が必要となります。
- * 10年を超えた契約期間での応募はできませんが、契約期間満了後、契約の更新を希望する場合には、優先交渉権を付与します。ただし、契約更新することを保証するもの

ではありません。

- * 契約期間の満了日は、契約最終年度(4月～3月)の3月31日までとなります。
- * 大規模改修工事に伴う休館が明けた令和9年4月を付与した権利の使用開始時期として予定しておりますが、工事の進捗によっては、開始時期に変更が生じる可能性があります。なお、開始時期に変更が生じた場合には、契約額又は契約期間の変更など対応について協議させていただきます。
- * 大規模改修工事に伴う休館期間となる令和8年度中に施設の愛称使用を希望する応募も可能とします。この場合、令和9年4月からの契約期間が10年以内であれば、令和8年度を含めた結果、契約期間が10年を超過しても構いません。

<オプション権利>

以下のオプション権利については、別途期間を設け随時募集にて販売する予定です。今回募集する基本権利と合わせて、以下の権利を希望する場合は、事前相談時に意向を表明してください。さらに、正式応募時にさいたまスーパーアリーナ バリュースアップ・ネーミングライツパートナー申込書(様式2)及び企画提案書(任意様式)にて購入するオプション権利を記載して提出してください。

オプション権利については、基本権利の応募条件を満たした提案内容で、かつ、施設の愛称命名権者となった場合に権利を付与します。

(金額は、年額・税抜)

対 象	販売金額	使用開始時期(予定)
A ゲート命名権	80,000 千円	令和9年4月
B ゲート命名権	30,000 千円	
N ゲート命名権	30,000 千円	
3F 西屋外スペース命名権	10, 000千円	
3F ラウンジ命名権	25, 000千円	
5F 北コンコーススペース・ゲート命名権	35, 000千円	
1F 南屋内スペース命名権	40, 000千円	

- * 契約期間は、基本権利の購入にあたり提案いただく契約期間と同一としてください。
- * 基本権利及びオプション権利について、カテゴリー(業種)を独占できるものではありません。今回契約に至らなかったオプション権利については、別途販売を予定しています。その際の応募資格は、本要項3(1)と同様とする予定です。
- * 「3F 西屋外スペース命名権」、「3F ラウンジ命名権」、「5F 北コンコーススペース・ゲート命名権」、「1F 南屋内スペース命名権」は、ブランドアクティベーション権(スペース

を活用した自社商品の PR や体験機会の提供等によるマーケティング活動等)を含むものとします。

飲食提供を伴うブランドアクティベーション権の活用にあたっては、弊社飲食提供事業者への業務委託について協議させていただきます。

なお、「3F 西屋外スペース」、「5F 北コンコーススペース」、「1F 南屋内スペース」については、現状、アクティベーションスペースとしての設えを備えていません。

そのため、ブランドアクティベーション権の活用にあたって必要な整備等は、「3F ラウンジ」を含め、原則として命名権者の費用負担により弊社が実施します。(この場合の費用は命名権料の金額の他に別途ご負担いただきます。)ただし、提案内容を踏まえた協議によりインフラ整備に係る費用は弊社が負担する場合があります。

また、ブランドアクティベーション権については、イベント主催者との協議により活用できない日程が生じる場合があります。

②応募企業のリソースを活用した施設の競争力強化・付加価値向上に資する提案について

参考資料「さいたまスーパーアリーナのバリューアップ・ネーミングライツパートナー募集のご案内」を参考に、今後のさいたまスーパーアリーナが目指す将来像及び新たな投資の方向性と親和性があり、施設の新たなセールスポイントとなり得る競争力強化・付加価値向上に資する設備・サービス等の導入について提案してください。

応募企業のリソースを活用した発想により、競争力強化・付加価値向上に資する取組を積極的にご提案ください。

なお、導入及び維持管理に係る費用は原則として命名権者にご負担いただくものとします。ただし、提案内容を踏まえた協議によりインフラ整備に係る費用は弊社が負担する場合があります。

また、オプション権利の対象となっているスペース等を活用した提案を行う場合は、当該権利を購入していただく必要があります。

<募集要項 冒頭文 再掲>

『世界で唯一無二の文化・エンターテインメントの拠点』

『持続可能な地域・社会づくりに向けた未来を創造する舞台』

(参考 取組例)

- 1)ファン体験の向上:来場者に没入感と特別な瞬間を提供
- 2)ホスピタリティ機能の強化:来場者の多様なニーズに対応する環境・各種サービスの導入
- 3)ICT、AI の活用:最新技術を活用した来場者へのサービス向上及びアリーナ運営の効率化

- 4)サステナビリティへの取組:環境負荷を最小限にする大規模アリーナの実現
- 5)地域のハブとしての機能:地域の住民、企業が持つコンテンツやテクノロジーの連携・集積・発信拠点化
- 6)アクセシビリティの拡充:年齢、子連れ、障がい等を問わず、すべての人が安心して過ごせるアリーナの実現

企画提案書(任意様式)にて、具体的な提案内容、運営体制、運用方法、導入時期、費用負担の考え方などについて示すとともに、導入したことで見込まれる効果(収益性、施設稼働率、利用者・来場者の満足度、来場者数等)について記載してください。

4 愛称について

(1)命名に関する条件

- ア 法人等が付与する名称は、愛称であることから、条例で定める施設の名称(さいたまスーパーアリーナ)の変更は伴いません。
- イ 契約期間内の愛称の変更は原則できません。
- ウ 愛称の表示に当たっては、正式名称を併記する場合があります。
- エ 国際的なイベントなど、施設名に企業名又は商品・ブランド名等を含む愛称の表示が制限される場合があります。

(2)使用を禁止する愛称

次のいずれかに該当すると認められる愛称は、命名又は使用することができません。

- ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- イ 公の秩序又は善良の風俗を害するもの又はそのおそれのあるもの
- ウ 基本的人権を侵害しうるもの又はそのおそれのあるもの
- エ 政治性のあるもの
- オ 宗教性のあるもの
- カ 社会問題について特定の主義又は主張に当たるもの
- キ その他県有資産の愛称として使用することが適当でない認められるもの
- ク 第三者の商標権及びその他の権利を侵害するもの

(3)愛称の範囲

「愛称」として、法人名、商品名、ブランド名等を冠することができます。ただし、一般に理解しやすいものとしてください。法人やブランドのロゴマークも使用することができます。なお、命名権者決定後の当施設のロゴマークについては、優先候補者の意向を踏まえ、弊社又は埼玉県が製作します。商標権等の資産の帰属先及び管理については、弊社又は埼玉県になります。

5 愛称の表示箇所等(命名権者のメリット)

(1)愛称表示

- ア 施設等の愛称が表示可能な箇所は、施設外壁及び敷地内の看板、施設内の案内板、印刷物等(パンフレット、ポスター、チラシ、弊社・県ホームページ等)とします。看板、案内板の具体的な位置図は、別紙1「対象施設の概要」の「愛称表示箇所」欄のとおりです。
- イ 施設等の愛称看板の設置・変更及び原状回復等、工事が伴うものに関する施工の範囲、実施時期及び内容については、弊社及び施設所有者である県をはじめとした関係機関と協議の上、弊社が決定することとします。また、屋外広告物を設置する際には事前に、施設が所在するさいたま市の担当窓口(さいたま市 南部都市計画事務所 都市計画指導課)と弊社が協議の上、決定することとします。
- ウ チラシ等の印刷物は、愛称使用開始後に作成開始するものが対象となります。なお、命名権者の費用負担により既存印刷物の表示を変更することは可能です。
- エ 周辺の道路標識等における表示変更を希望する場合は、弊社が県及び関係機関と協議の上、変更可能なものについて変更することとします。

(2)メリット付与の提案

弊社が示す愛称の表示箇所以外に希望する愛称の表示箇所がある場合や愛称表示のほかにパートナーシップに係るメリット付与の希望がある場合は、当該内容について提案してください。優先交渉権者決定後、別途協議の上、メリット付与の可否等について、決定するものとします。なお、必ずしも提案いただいた内容を実現できるとは限りません。

〔想定例:施設利用日程の優先交渉、ブランドアクティベーションスペース・広告看板の提供、けやきひろばを利用したイベントの開催、弊社自主事業への協賛 等〕

(3)愛称普及に向けた県及び弊社の取組について

- ア 命名権者決定後は、報道機関への資料配布、ホームページ掲載等を通じて公表します。
- イ 愛称の普及・定着を図るため、各種広報において愛称を使用するとともに、メディアや県内市町村等に対し、愛称の使用を働きかけます。

6 愛称等の表示に伴い生じる費用の負担について

(1)命名権者が負担

- ア 次に掲げる当施設に係る整備等については、命名権料の金額の他に別途、命名権者が費用を負担して、弊社が実施することとします。
- (ア)愛称等の使用に伴う施設の看板等の設置、撤去又は変更及びこれに係る施設改修等
- (イ)設置又は変更した施設の看板等の修繕等の維持管理
- (ウ)契約期間満了に伴う施設の看板等の原状回復

イ 次に掲げるものに愛称等を表示することについて、これに伴う費用が発生する場合は、命名権者が費用を負担して、弊社が実施することとします。

(ア)屋外広告物条例による規制が適用されるもの

(イ)道路標識等の案内表示における名称変更

(ウ)行政財産の使用許可を受けなければならないもの(施設看板の新設等により公共施設の敷地を使用するとき)

ウ その他、命名権者の希望により実施することで新たに費用が発生するものについては命名権者が負担し、実施主体については内容に応じて協議し決定することとします。

例:既成の印刷物のデザインを刷新することにより発生するデザイン作成委託料等
施設のホームページ(<https://www.saitama-arena.co.jp/arena/>)を大幅にリニューアルすることにより発生する改修費用等

エ 命名権者の責めに帰すべき事由により、整備等した看板等で第三者に損害が生じた場合、愛称が第三者の商標権を侵害した場合の負担は、命名権者が負うものとします。その他、本要項及び契約書に定めのないリスクが生じた場合は、命名権者と弊社で協議し決定することとします。

(2)弊社又は県が負担

弊社及び県のホームページや印刷物、県広報紙の表示変更に係る費用は弊社又は県が負担します。ただし、印刷物は愛称使用開始後に作成開始するものを対象とし、既存の印刷物の表示変更に係る費用は、命名権者の負担となります。

(3)その他

その他、愛称使用に伴う費用負担の詳細は、協議の上、決定します。

(費用負担・実施主体)

区 分	費用負担	実施主体
敷地内外の看板表示の整備(施設看板・道路標識) *1	命名権者	弊社
施設看板のデザイン	命名権者	*2 命名権者
契約期間終了後の原状回復	命名権者	弊社
弊社及び県作成のパンフレット等の印刷物やWEBサイトの表示 *3	弊社又は県	弊社又は県
施設のロゴマークの製作	弊社又は県	弊社又は県
その他、命名権者の希望により実施するもの	命名権者	*2 要協議

*1 敷地内外、道路標識等の表示変更は、県や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。また、新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

*2 命名権料の金額の他に別途ご負担いただきます。

*3 契約後、新たに制作するものに限りです。

7 命名権料等の活用使途

施設の維持修繕及び競争力強化、付加価値向上に資する設備投資

8 応募手続

(1)募集期間

①事前相談（エントリーシート提出期限 令和7年9月30日(火)まで）

令和7年5月13日(火)から令和7年10月31日(金)まで

②正式応募(①事前相談が必須)

令和7年6月13日(金)から令和7年11月28日(金)まで

(2)申し込み方法等

正式応募前に、必ず「エントリーシート(様式1)」を提出してください。エントリーシートをもとに、提案内容に関する事前相談及び対話の中で弊社事業との親和性を確認します。

正式応募にあたっては、事前相談を必須とし、「さいたまスーパーアリーナ ネーミングライツパートナー申込書(様式2)」に、必要事項を記入し、電子メールにより提出してください。ただし、電子メールによる提出であっても、「登記事項証明書(履歴事項全部証明書)」及び「法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書」については、持参又は郵送とします。

なお、電子メールによる提出時に、その旨を電話にて連絡してください。

また、グループ応募の場合は、構成する全ての法人等に係る書類を提出してください。

ア 提出書類

① さいたまスーパーアリーナバリューアップ・ネーミングライツパートナー申込書(様式2)

② 法人等の概要(様式3)

③ 誓約書(様式4)

④ 企画提案書(3(3)応募条件等に記載した①②に関する提案内容) (任意様式)

⑤ 地域貢献や施設活用等に対する考え方、活動実績及び今後の計画(任意様式)

⑥ 役員名簿(様式5)

⑦ 愛称に商品名を使用する場合、当該商品の概要の分かるもの

⑧ 会社概要及び今後の事業計画書(将来3～5年程度を念頭に策定した中期経営計画や経営戦略等)

⑨ 直近3か年の決算報告書

⑩ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

⑪ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書

※ 法人税、消費税及び地方消費税は、税務署発行の納税証明書(3の3)を提出してください。

※ 法人都道府県民税及び法人事業税は、県税事務所等発行の直近3事業年度分の納税証明書を提出してください。

※ 上記に掲げる書類のほか、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。

イ 提出・連絡先

埼玉県さいたま市中央区新都心8番地

株式会社 さいたまアリーナ 経営財務課

TEL:048-600-3011

電子メール: partner@saitama-arena.co.jp

※ 持参の場合の受付時間 9:00~12:00及び13:00~18:00(土日祝日でも可)

なお、持参の場合は、事前に訪問希望日時をご連絡ください。

※ 郵送の場合は、封筒に「パートナーシップ申込書関係書類在中」と記載してください。

※ 電子メールの場合は、件名に「パートナーシップ申込書関係書類」と記載してください。

ウ 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(ア)受付期間

令和7年5月13日(火)から令和7年11月14日(金)まで

(イ)受付方法

募集要項の内容等に関する質問は、以下に掲げる件名により電子メールにて送付してください。

(件 名) : 「さいたまスーパーアリーナ」のパートナーシップに関する質問

(送付先) : partner@saitama-arena.co.jp

(ウ)回答方法

質問及び回答は、弊社ホームページにおいて公表します(質問者名は表示しません)。

なお、個別の提案内容に関する質問及び回答については公表しません。

(<https://www.saitama-arena.co.jp/partner/>)

エ その他

応募者からの提出資料及び情報については、バリューアップ・ネーミングライツ パートナーシップ導入に関する目的以外には使用しません。

9 応募に当たっての留意事項

- (1)正式応募後に提出書類の再提出・修正はできません(軽微な修正を除く)。
- (2)正式応募後に辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出してください。
- (3)応募に係る費用は応募者の負担とし、提出された書類等は返却いたしません。
- (4)提出書類に虚偽の記載があった場合、応募資格が無いことが判明した場合、その他不正があった場合は失格とします。
- (5)審査に必要と認めるときには、追加資料の提出を求める場合があります。
- (6)契約締結後において、虚偽の申請や応募資格を消失したことが明らかになった場合や、社会的信用を損なう行為等により、県・弊社・施設のイメージが損なわれる恐れがある場合など、命名権者とするのが適当でないと認められる場合には、契約を解除することがあります。この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、命名権者の負担とします。
- (7)今回の募集は、さいたまスーパーアリーナの施設設備の適切な維持・更新及び将来にわたって施設の魅力・価値を高めていくための取組として実施するものであり、弊社の経営や既存の運用面を変更することを目的としたものではありません。

10 施設見学について

施設の見学を希望する場合は、次のとおり受け付けます。

(1)受付期間

令和7年5月13日(火)から令和7年9月30日(火)まで

(2)受付方法

電子メールで以下について、ご連絡ください。

(件 名)： 見学希望「さいたまスーパーアリーナ」のパートナーシップ事業

(送付先)： partner@saitama-arena.co.jp

(本 文)： 見学希望日時(第1希望～第3希望まで)、見学予定人数、

見学予定者の担当者名、電話番号、メールアドレス

11 選定方法等

選定委員会を設置し、提出書類及びプレゼンテーションの内容により、以下の選定基準を基に、命名権料、契約期間、愛称のふさわしさ、競争力強化等に資する提案、社会地域貢献活動、経営の安定性等の内容を総合的に審査し、応募者から優先交渉権者を選定します。

審査の結果、選定基準の審査項目に著しく低い評価点がある場合などにより、応募者から優先交渉権者を選定しないことがあります。

なお、応募者が1者のみの場合も、選定委員会を設置し、審査を行います。

〔選定基準〕 ※詳細については、選定基準表・詳細(別紙3)のとおり

項目	配点		視点
命名権料 契約期間	40	40	応募条件(希望金額:5億円以上/年、契約期間:5年以上10年以下、始期:令和9年4月等)に照らして適切か 〈計算方法〉 令和9年4月以降の応募金額×(契約期間+(10年-契約期間)×1/2)+ 令和8年度中の応募金額 により算出された評価額を相対評価
愛称 ブランディング 社会地域貢献	20	15	親しみやすさ、呼びやすさ 施設設置目的との整合性、応募者の経営理念・提案の目的とさいたま スーパーアリーナの経営・事業との親和性 社会地域貢献に対する理念・活動実績 等
		5	現在の知名度を活かした愛称とした場合
競争力強化・付加価値 値向上に資する提案	40	20	施設が目指す将来像、新たな投資の方向性との親和性 【基礎点】 〈募集要項 冒頭文 再掲〉 『世界で唯一無二の文化・エンターテインメントの拠点』 『持続可能な地域・社会づくりに向けた未来を創造する舞台』 導入効果(収益性・稼働率向上、来場者・利用者満足度向上、サステナビリティ、地域への影響 等)、運営体制、運用方法、導入時期、費用負担の考え方など
		20	上記提案内容のスタジアム・アリーナ施設における新規性・話題性 【付加点】 スタジアム・アリーナ施設として他に類を見ないセールスポイントとなる取組(新技術導入、地域貢献、環境配慮など)
経営の安定性等	可 否		過去の財務状況及び今後の事業計画等を踏まえた経営の安定性・健全性、命名権料の支払能力、過去の不祥事等の有無 等

(1)各項目について最低基準点を設け、その基準に満たない項目がある場合には、優先交渉権者に選定されません。また、競争力強化・付加価値向上に資する提案について、【基礎点】が10点以上の提案に対して【付加点】の評価を行います。

(2)選定結果は、全ての応募者に文書で通知します。

(3)優先交渉権者の決定後、県及び弊社が優先交渉権者と個別にバリューアップ・ネーミングライツ事業契約の締結に係る交渉を行い、三者間で合意がなされたのち、正式に命名権者として決定します。

交渉の結果、協議が成立しない場合は、優先交渉順位で次点となった者を繰り上げて優先交渉権者として交渉できるものとします。

(4)決定した命名権者については、弊社及び県のホームページ等を通じて公表、マスメディアに対して情報の提供を予定しています。なお、応募内容及び選定結果等については、弊社情報公開実施規程の定めるところにより、保護すべき法人に関する情報及び法人が行う事務又は事業に関する情報等を除き公開されることがあります。

12 募集スケジュール

(1)施設見学	令和7年5月13日～令和7年 9月30日
(2)エントリーシート提出期間	令和7年5月13日～令和7年 9月30日
(3)事前相談期間	令和7年5月13日～令和7年10月31日
(4)質問受付期間	令和7年5月13日～令和7年11月14日
(5)説明会	令和7年5月20日
(6)正式応募期間	令和7年6月13日～令和7年11月28日
(7)一次審査(書面による形式審査)	令和7年12月上～中旬頃(予定)
(8)二次審査(プレゼンを含む内容審査)	令和7年12月中～下旬頃(予定)
(9)結果通知	令和8年1月上旬頃(予定)
(10)候補者との協議	令和8年1月中旬頃(予定)
(11)契約締結	令和8年2月中旬頃(予定)

※一次審査以降は、応募者数や候補者との協議の状況などにより、予定が前後する場合があります。

13 参考資料

-
- (1)さいたまスーパーアリーナのバリューアップ・ネーミングライツパートナー募集のご案内
 - (2)募集についての Q&A
(随時更新 <https://www.saitama-arena.co.jp/partner/>)
 - (3)さいたま市屋外広告物条例
(<https://www.city.saitama.lg.jp/001/010/004/p030742.html>)
 - (4)会社概要
(<https://www.saitama-arena.co.jp/company/>)